

事業報告書

指定管理者は、次の事項を内容とする事業報告書を市に提出するものとする。

- ① 収支状況・・・費目ごとの支出金額と収入金額の決算書（予算額や収支差額等を併記するなど運営状況を明確にすること）
- ② 利用料金の収入状況・・・利用者数、料金区分、減免等の状況
- ③ 管理業務の実施状況・・・事業計画書に記載されている業務の実施状況（委託状況も含む。）
- ④ 施設の利用状況・・・利用区分ごとの利用者数、稼働率（目標達成状況を含む。）、使用許可、不許可の件数（理由）等
- ⑤ 自主事業の実施・収支状況（報告書）・・・利用促進及びサービス向上、収支状況
- ⑥ 利用者意見の聴取状況・・・利用者アンケート、意見等の集計、分析及び評価
- ⑦ 人材育成の取組・・・職員研修（人権研修を含む。）の実施状況等
- ⑧ 事故、不祥事案、苦情及び要望等の件数、内容とその対応
- ⑨ 個人情報の保護、情報公開の実施状況
- ⑩ 備品の状況・・・備品の異動や修繕等
- ⑪ 指定管理者及び市が設定した目標の達成状況、自己評価、管理業務の総括等
- ⑫ その他、業務内容等を勘案し、必要と認められる事項

※事業報告書は、堺市情報公開条例に規定する非公開情報に該当する部分を除いて、市政情報センターで一般の閲覧に供することとします。